

八王子市事業系一般廃棄物自己搬入説明書

はじめに

この説明書は、事業活動により発生したごみ(一般廃棄物)を八王子市のごみ処理施設に自ら搬入する方法を説明したものです。運搬をほかの事業者へ委託する場合、産業廃棄物処理する場合は以下URLに掲載している各種パンフレットをご覧ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/jigyosha/kaisha/gomishori/p002492.html>
八王子市ホームページトップ > 暮らしの情報 > ごみ・リサイクル > 事業者の方へ > お店や会社から出るごみの出し方 > 事業系ごみの処理方法 > 事業者向けパンフレットのダウンロード

搬入できるごみ、できないごみ

八王子市内で発生した、自社のごみのうち一般廃棄物	
搬入できるもの	紙類 書類、名刺など 建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じたもの搬入できません
	生ごみ 調理残さ、食べ残し、売れ残りの食品など 食料品・医薬品・香料製造業において原料として使用したものは搬入できません
	草 剪定枝、刈草など
	木くず 木製品など 木製パレットは搬入できません 建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)、木材・木製品(家具含む)製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、輸入木材卸売、物品賃貸業に係るものは搬入できません
	古布 制服、作業着など 合成繊維のみの場合などは産業廃棄物(廃プラスチック類)となります。

資源化できるものはできる限り民間施設で処理されるなど、リサイクルにご協力ください。

八王子市外で発生したごみ

他者のごみ

一般廃棄物の収集運搬業の許可を持たずに他者のごみを運搬することはできません。

産業廃棄物

燃え殻

汚泥

廃油

廃酸

廃プラスチック類(合成繊維、合成ゴム含む)

ゴムくず

金属くず

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(レンガ、石膏ボード含む)

鋳さい

がれき類

ばいじん

紙くずのうち
右記のもの

建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じたもの

木くずのうち
右記のもの

- ・木製パレット
- ・建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)、木材・木製品(家具含む)製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、輸入木材卸売、物品賃貸業に係るもの

繊維くずのうち
右記のもの

建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)、衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工場から生ずる天然繊維くず

動植物性残さのうち
右記のもの

食料品・医薬品・香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

動物系固形不要物のうち
右記のもの

と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの

動物のふん尿のうち
右記のもの

畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿

動物の死体のうち
右記のもの

畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体

以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

搬入までの流れ

1. 事業者、車両登録

事業者名や車両等を登録します。
登録は3年間有効です(1回の登録で3年間搬入ができます)。

以下の2点をメールにてご提出ください。

- ・ 事業系一般廃棄物自己搬入登録申請書
(書き方は5ページをご覧ください。)
- ・ 車検証の写し(スキャンデータまたは写真)

個人の車を登録される場合は、その方が当該事業所に所属されていることが分かる書類(名刺等)もあわせてご提出ください。

メールでのご提出が難しい方はFAX、郵送、対面でも受け付けます。
様式のダウンロードやご提出先については以下をご確認ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/jigyosha/kaisha/gomishori/p0031258.html>
八王子市ホームページトップ > 暮らしの情報 > ごみ・リサイクル > 事業者の方へ > お店や会社から出るごみの出し方 > 事業系ごみの処理方法 > 事業系ごみの持ち込み方法(事前登録制)について

2. 登録通知別紙の印刷

ご提出から2週間以内に市より登録通知をメールにてお送りいたします。
登録通知と一緒に送られてくる別紙を印刷してください。

事業系一般廃棄物自己搬入登録通知書 別紙
登録番号 戸22-04-1000
登録期限 令和6年12月24日まで
車番 八王子800あ9999
会社名 (搬入名) 戸吹清掃
事業所名 戸吹支店
産業分類 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (88廃棄物処理業)
予定 支払い方法 ETCX
<small>この紙は搬入時に車両のダッシュボード等、外から見える場所に置いてください。 搬入される方の名称・身分証明を確認することがあります。 会社に所属の確認を行うことがあります。</small>

登録通知の別紙(サンプル)

3. 搬入

印刷した登録通知の別紙を搬入車両のダッシュボードに置いて来場してください。

搬入先

名称	戸吹クリーンセンター	館クリーンセンター (令和4年(2022年)10月3日より)
住所	八王子市戸吹町1916	八王子市館町2700
電話	042-692-5389	042-673-5632
FAX	042-691-8678	042-673-3926
受付日	月～金曜日(祝日含む、年末年始除く)	
受付時間	午前8時30分～午後4時30分	
料金	10kgまで350円、以降10kgごとに350円	

多摩ニュータウン地域で発生したごみは多摩清掃工場に搬入することもできます。

名称	多摩清掃工場
住所	多摩市唐木田2-1-1
電話	042-374-6331
FAX	042-337-5061
受付日	月～金曜日(祝日・年末年始除く)
受付時間	午前8時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時30分
料金	10kgまで350円、以降10kgごとに350円
注意事項	<p>この説明書は八王子市内の多摩ニュータウン地域で発生したごみに適用されます。多摩ニュータウン地域のうち、多摩市、町田市で発生したごみについては多摩清掃工場にお問い合わせください。</p> <p>多摩ニュータウン地域とは以下の町を指します。 大塚、鹿島、上柚木、北野台、絹ヶ丘、打越、 下柚木、長沼町、中山、南陽台、東中野、別所、 堀之内、松が谷、松木、南大沢、鍵水</p>

登録申請書の書き方

第1号様式

令和 年 月 日

八王子市長 殿

事業系一般廃棄物自己搬入登録申請書

八王子市事業系一般廃棄物自己搬入要綱第5の1の規定により、事業系一般廃棄物自己搬入の新規登録・変更を行いたいので、次のとおり申請します。

八王子市事業系一般廃棄物自己搬入要綱と八王子市事業系一般廃棄物自己搬入説明書を確認し、内容を理解しました。(左欄に「レ」とご記入ください。)

事業系一般廃棄物自己搬入登録番号		
(初めて登録する場合は「-」と記入してください。)		
会社名(法人名)		
事業所名		
(会社(法人)の事業所が1つのみの場合は「-」と記入してください。)		
事業所所在地(住所)		
事業所の産業分類	コード	項目名
大分類		
中分類		
小分類		
細分類		
責任者	氏名	
	所属、役職名	
担当者	氏名	
	所属、役職名	
電話番号		
メールアドレス		
搬入予定量(年間、概算)		kg
主に搬入する廃棄物		
戸吹クリーンセンターにおける 予定支払い方法		
(現金・クレジットカード・ETCX・ICカード決済・QRコード決済)		
変更の場合は変更する項目のみの記入でかまいませんが、登録番号と責任者・担当者の氏名・所属、役職名は必ず記入してください。 2枚目もご記入ください。		

提出日

要綱と説明書(本紙)をご覧いただき、レ点を

初めての場合は「-」
変更の場合は登録通知
の別紙に記載されている
番号

支店名や「本店」など
なければ空欄

詳細は次ページ

責任者は代表取締役社
長、当該事業所の所長
など、廃棄物の排出者
責任を負う方としてく
ださい

現在は現金のみですが、
今年度中に戸吹クリー
ンセンターでは各種お
支払方法が使用できる
ようになる予定です。
ここに記入した決済方
法でも都度お支払い
いただけます。

なお、館クリーンセン
ター、多摩清掃工場は
現金のみの取り扱いと
なります。

産業分類の調べ方

以下URLにアクセスしてください。

(政府統計の総合窓口e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

1

統計で見る日本
e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです

お問い合わせ | ヘルプ | English
ログイン 新規登録

統計データを探す 統計データの活用 統計データの高度利用 統計関連情報 リンク集

トップページ / 統計分類・用語の選択 / 統計分類・用語の検索

統計分類・用語の検索

▼ 検索条件

年度で絞込み 平成25年[2013年]10月改定 ▼ 改定状況

キーワード検索 ▼ 豊 × 🔍

▶ 検索オプション 検索のしかた ⓘ

日本標準

▶ 解説

すべて表示

分類コード	項目名	
A	農業, 林業 (2)	info
B	漁業 (2)	info

検索キーワードを入力してください。
ここでは「豊」を例にします。

入力したら検索ボタンを押します

2

e-Stat 統計で見る日本
政府統計の総合窓口

お問い合わせ | ヘルプ | English
e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです
ログイン 新規登録

統計データを探す 統計データの活用 統計データの高度利用 統計関連情報 リンク集

トップページ / 統計分類・用語の選択 / 統計分類・用語の検索

統計分類・用語の検索

▼検索条件

年度で絞り込み 平成25年[2013年]10月改定 ▼ 改定状況

キーワード検索 畳 × 🔍

▶検索オプション 検索のしかた ⓘ

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)

集約して表示 (分類を集約して一覧表示します)

分類コード	項目名	info
1125	細幅織物業	info
1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	info
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	info

“4桁”の分類コードのものを探して

Infoボタンを押してください

3

e-Stat 統計で見る日本
政府統計の総合窓口

お問い合わせ | ヘルプ | English
e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです
ログイン 新規登録

統計データを探す 統計データの活用 統計データの高度利用 統計関連情報 リンク集

トップページ / 統計分類・用語の選択 / 統計分類・用語の検索 / 詳細情報

詳細情報

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 製造業 > 繊維工業 > 織物業 > 細幅織物業

統計分類	日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)
大分類	E 製造業
中分類	11 繊維工業
小分類	112 織物業
細分類	1125 細幅織物業
細分類の説明	主として綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成繊維糸などで、幅13.0cm未満の細幅織物を製造する事業所をいう。 ゴム糸入織物を製造する事業所は織幅に関係なく本分類に含まれる。
事例	光輝豊緑製造業；リボン製造業；織マーク製造業；テープ製造業；ゴム糸入織物製造業

戻る

説明を読んで問題なければ

この大分類、中分類、小分類、細分類を申請書に記入してください